

網走市環境の保全及び公害の防止に関する条例に基づく開発行為について

- a. 網走市環境の保全及び公害の防止に関する条例に基づく開発行為(s48・12・21)とは
(根拠：条例第2条第1項・条例第17条第1項)

網走市環境の保全及び公害の防止に関する条例に基づく開発行為は、地上に建築物その他工作物を建築したり、土地の形質を変更し、木竹の伐採などにより景観を損壊し、又は災害の誘発を伴う行為で、それらのおそれを防止するため、規則で定める環境保全地区内で開発行為をしようとする者は行為を開始する日の30日前までに市長に届出なければならない。

- b. 開発行為の届出が必要な行為（根拠：規則第2条）

- (1) 建築物などの新築などの行為
- (2) 宅地造成などの行為
- (3) 鉱物などの採取の行為
- (4) 水面の埋立又は干拓などの行為
- (5) 水位などの増減の行為
- (6) 木竹の伐採
- (7) その他つぎに掲げる行為で市長が景観を損壊し、又は災害の発生のおそれがあると認めたもの
 - ・建築物の色彩の変更
 - ・大規模広告物などの掲出、設置又は建築物などへの表示
 - ・原野又は採草地への火入れ
 - ・その他市長が開発行為と認めたもの

適用除外の開発行為があります。（根拠：規則第11条）

開発行為に伴い樹木を伐採した者は基準に定められたように植樹しなければならない。

(根拠：条例第18条・規則第13条)

- c. 保全地区の区域（根拠：規則第9条）

下記の地域を除く網走市全域

- (1) 自然環境保全法による「保全地域」の地域
- (2) 自然公園法による「指定地域」の地域
- (3) 都市計画法による「用途地域」の地域
- (4) 都市緑地保全法による「緑地保全地区」の地域
- (5) 宅地造成等規制法による「工事規制区域」の地域
- (6) 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画による「農用地区域」の地域
- (7) 森林法による国有又は民有の「保安林の区域」及び「保安施設地区」の地域
- (8) 砂防法による「砂防設備を要する土地」及び「治水砂防のため一定の行為を禁止し、若しくは制限すべき土地」の地域
- (9) 海岸法による「海岸保全区域」の地域
- (10) 河川法による「河川区域」の地域

- (11) 地すべり等防止法による「地すべり防止区域」の地域
- (12) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による「急傾斜地崩壊危険区域」の地域
- (13) 北海道立自然公園条例による「指定区域」の地域
- (14) 北海道自然環境等保全条例による「指定地域」及び「指定区域」の地域
- (15) 網走市水道事業の設置等に関する条例に定める「給水区域」の地域

d. 主な開発行為の面積要件（根拠：規則第11条・要領第2）

- 1) 500 m²以上の土地で宅地の造成（資材置場などを含む）を行う場合
- 2) 200 m²以上の土地で盛土・切土によって法面の高さが2 m以上生じる場合
- 3) 200 m²以上の土地で高さが2 mを越えて火山灰等土石の採取をする場合
- 4) 既存の建築物の敷地内で高さが10 mを超える木竹を伐採する場合
- 5) その他

e. 届出に必要な図書（正本1部・副本1部 届出者保管分）

< 書 面 >

- 1・開発行為届出書（第6号様式） 注）連絡者の電話番号を記載すること
- 2・写真（申請時の現況）
- 3・設計説明書
- 4・登記簿謄本 注）申請日から3ヶ月以内に発行されたものが好ましい
- 5・公共施設管理者等の同意書 注）公共施設と関連がある場合
- 6・公共施設管理者等に関する協議の経過書
- 7・市長が必要と認め指示する書類

< 図 面 >

- 1・開発区域位置図 1:25000以上 管内図(1:50000)・都市計画図(1:10000)でも可
- 2・開発区域区域図 1:5000以上 開発区域を赤色で囲む。現況もわかるように。
- 3・植生復元計画図 1:1000以上 1:2500でも確認できれば可
- 4・地 番 図 1:1000以上 周辺の所有者名も記載
- 5・造成計画平面図 1:1000以上
- 6・造成計画断面図 1:1000以上
- 7・排水施設計画平面図 1:500以上
- 8・その他工作物詳細図
- 9・その他市長が必要と認める図書

f. その他規制事項（根拠：事務取扱要領）

- ・施工中は現場写真を撮り完了届と一緒に提出してください。
- ・開発行為について申請事項に変更が生じた場合は変更届を提出してください。
- ・開発行為を中止または廃止する場合は中止届または廃止届を提出してください。
- ・開発行為工事が終了した場合は完了届を提出してください。
- ・その他不明なことがあれば網走市建設港湾部都市整備課計画係までお問い合わせください。